

## 自転車安全整備技能検定(平成21年度)試験科目

### (1) 実技試験

#### 1) 実技試験の実施要領

実技試験は、次の受験用自転車を受験者が持参し、7分組みの状態から分解及び組立の実技について実施する。

#### ア 実技試験に使用する自転車と工具類

##### (ア) 実技試験に使用する自転車

次の仕様に適合する市販のスポーツ車（マウンテンバイク類形車を含む）及びマウンテンバイク（MTB）で新車とします。

＜＜ 実技試験に使用する自転車の仕様 ＞＞

- a. 二輪で1人乗り。
- b. 全長190cm以下、全幅60cm以下。
- c. 車輪の径の呼び26以上。
- d. フロントディレーラ（前部外装変速機）付きで大ギヤ2段以上。
- e. リヤディレーラ（後部外装変速機）付きで小ギヤ6段以上。
- f. 前車輪、後車輪ともに32本以上のスポーク組。
- g. 前車輪、後車輪ともにハブの固定はナット締付け式又はクイックリリース式ハブのもの。
- h. 後車輪のハブは、丸穴式のみとする。
- i. ブレーキは前・後ともキャリパーブレーキ（カンチレバー形、サイドプル形、センタプル形、カンチレバーV形）とし、他のブレーキのものは認めない。
- j. サスペンション付きでも良い。
- k. 折りたたみ車でないこと。
- l. 多段小ギヤ付きユニットハブ、多段フリーホイール用普通後ハブ又はフロントフリー式のもの。
- m. リヤリフレクタ（後部反射器）を装備すること。（リヤリフレクタの欠品は、減点とします。）
- n. ベルを装備すること。（ベルの欠品は減点とします。）
- o. スタンドは、一本スタンド又はセンタースタンドのもの。（スタンドの欠品は減点とします。）

## 注 意 事 項

1. 実技試験に使用する自転車を携行しない場合、又は試験のために改造や試作された自転車及び自転車部品の仕様違いのものを携行した場合は、受験できないので注意してください。
2. 実技試験は、受験用自転車を7分組みの状態から分解、組立てを行うので各部の破損、変形、部品不足などがないよう事前に十分注意して持参してください。
3. 次のものは、審査の対象となりますので注意してください。
  - \* ドロップ形ハンドルのものでブレーキ補助レバーが付いている場合は、その作動及び調整も審査の対象となります。
  - \* 前・後クイックリリースハブで、カムレバーを使用したものに脱輪防止金具が付いている場合は、その取付状態も審査の対象となります。
4. ハンドルのにぎり、バーテープ、前・後キャリア、灯火装置（前照灯、ダイナモ及び尾灯）、錠、前・後どろよけ（但し、後どろよけにリヤリフレクタが付いているものは取り付けておく）、フラップ、チェーンケース、ディレーラガード、サイドリフレクタは試験の対象としません。
5. 後車輪組立用のスポーク線、ニップル、リムテープ、ブレーキワイヤ及びディレーラワイヤのワイヤキャップ、チェーンピンは、予備品を用意しておいてください。

### (イ) 工具類

実技試験に必要な工具類は、受験用に持参する自転車に適合するものを全部持参してください。

必ず、次のものは持参してください。

- \* リムの振れ取り台
- \* チェーン切り
- \* フリー抜き
- \* ニップル回し
- \* 空気ポンプ

### イ 実技試験の内容

#### (ア) 準備作業(受付が済みしだい行う。20分間程度)

受験者が携行する自転車は、7分組のものが多いが、メーカーによって多少組み付け状態が異なることがあり、条件をそろえるため実技試験前に次のように整理する。

- a. 次の部品は組み付けた状態であること。
  - (a) ギヤクランク(リングケースは取り付けたままでよい)
  - (b) チェーン

- (c) 後車輪
  - (d) 多段フリーホイール
  - (e) スポークプロテクタ(装備されていない自転車は、なくてもよい。)
  - (f) フロント・リヤディレーラ(外装変速機)
  - (g) 後ブレーキ本体(ブロック舟付きは、取り付けたままでよいがブレーキワイヤは連結を離す。ブレーキワイヤは、フレームに取り付けたままでよい。)
  - (h) リヤリフレクタ
- b. 次の部品は取り外した状態であること。
- (a) ハンドル(ハンドルバーとステムは仮止め、にぎり付きは取り付けたままでよい。)  
Aヘッドは、フォークシステムより取り外す。
  - (b) 前車輪(タイヤ及びチューブは取り付けたまま。ハブナット、座金は仮止めのまま。また、クイックリリース式のハブは前ホークから外した状態)
  - (c) サドル
  - (d) シートポスト
  - (e) ペダル
  - (f) スタンド
  - (g) ベル
  - (h) 前ブレーキ(ブレーキレバー、ワイヤ、ワイヤキャップ、ブレーキ本体、ブロック舟付きの単体とする。カンチレバー形のワイヤ吊り金具は、前・後とも取り付けたままでよい)
- c. 次の部品は装着しないで、持参しても片付けておくこと。ただし、初めから取り付けであるものは、そのままでもよい。
- (a) 前、後キャリア
  - (b) 灯火装置(前照灯、ダイナモ及び尾灯)
  - (c) サイドリフレクタ
  - (d) 錠
  - (e) チェーンケース
  - (f) ディレーラガード
  - (g) 前、後どろよけは審査の対象としないので取り外す。  
ただし、リヤリフレクタが後どろよけに付いているものは、後どろよけはフレームに取り付けておく。リヤリフレクタの取付は審査の対象となる。

(イ) 分解(制限時間25分間 10:30~10:55)

準備作業により整理した受験用自転車を次のように取り外し、分解する。制限時間

25分間を超過した場合は、不合格となります。

- a. 後車輪を取り外し、次の状態に分解する。
  - (a) 多段フリーホイール(ユニットハブのものはスプロケット)
  - (b) スポーク(スポーク線とニップルは仮止めのままでもよいし、外してもよい。)
  - (c) リム
  - (d) ハブ(ハブナット、座金はハブ軸に仮止めたままでもよいし、外してもよい。)
  - (e) スポークプロテクタ(装備されていない自転車は、無くてもよい。)
  - (f) タイヤ
  - (g) チューブ及びリムテープの単体
- b. チェーンの1カ所を切って取り外す。
- c. リヤディレーラ(後部外装変速機)本体を取り外し、リヤディレーラワイヤとの連結も離す。フロントディレーラはそのままワイヤとの連結を離す(シフトレバーとワイヤは連結したままで、フレーム又はハンドルに組み付けたままでよい)。
- d. リヤリフレクタはフレームより取り外す。また、後どろよけに付いているリヤリフレクタは後どろよけより取り外し、後どろよけはフレームに取り付けたままでよい。

(ウ) 組立 (制限時間 80分間 11:10～12:30)

分解した受験用自転車を携行してきた工具を使って、まず、後車輪を組み立てた後、試験対象除外部品に関する項目を除き J I S D 9 3 0 1 - 2008 「一般用自転車」に適合するよう(ただし、車輪の振れは 1.0mm 未満)完成車に組み立ててください。

後車輪を組み立てた後の組立順序は自由です。制限時間 80分間を超過した場合は、不合格となります。

※実技試験に関する問い合わせ等は、下記へ連絡してください。

(財) 日本車両検査協会 本部

〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28

電話 03-5902-3455 ファックス 03-5902-3411

URL : <http://jvia.or.jp/>

ウ 審査基準

平成21年度実技試験審査基準一覧表により減点方式で審査します。減点の合計が30点以下を合格とします。ただし、必須項目及び未完成の審査内容の1つでも該当する場合は、不合格とします。

(2) 学科試験

## 1) 学科試験の実施要領

### ア 学科試験の内容

- \* 「自転車技士」と「自転車安全整備士」を受験する場合は、「自転車技士学科試験問題」と「自転車安全整備士学科試験問題」を解答します。
- \* 「自転車安全整備士」だけを受験する場合は、「自転車安全整備士学科試験問題」を解答します。
- \* 試験時間は、「自転車技士」と「自転車安全整備士」を受験する場合は70分、「自転車安全整備士」を受験する場合、50分です。

### ◆「自転車安全整備士学科試験問題の出題範囲と基準」

出題内容	合格基準
自転車の構造および機能に関する知識	自転車の種類、各部品の名称および機能等を十分理解していること。
自転車の点検整備に関する知識	1 普通自転車の点検整備に使用する工具の名称及び使用方法について理解していること。 2 普通自転車の点検整備基準についてその内容を理解していること。
自転車の安全利用の指導に関する知識	1 道路交通法令などに規定されている自転車の通行方法及び自転車利用者の注意しなければならない自転車の特性等について理解していること。 2 自転車利用者に対して指導をする場合の留意点、自転車安全整備制度(TSマーク制度)の内容等、自転車の安全利用の推進に必要な知識を有していること。

### イ 審査基準

「自転車技士学科試験問題」及び「自転車安全整備士学科試験問題」の配点は、各問題100点満点で、それぞれ70点以上を合格とします。

## (3) 面接試験

### ア 面接試験の内容

面接の所要時間は、1人5分間程度で「自転車の安全利用に関する正しい知識を要領よく表現することができるか」、「自転車利用者に応じた的確な指導を行うことができるか」などについて審査する。

### イ 審査基準

- 面接により、「質問事項の理解度」「安全利用についての指導・助言力」及び「言葉使い・態度・その他」についてそれぞれA（優秀）、B（良好）又はC（安全整備士として適格性を欠く）の3段階評価をし、更にこれを総合評価する。
- 総合評価のA及びBを合格とし、Cを不合格とする。